

## 地域博物館の学芸員

シルク博物館 望月 一樹

### 地域博物館の使命

「地域博物館」というと、地方自治体が設立した博物館で、かつ地域に密着した活動を行う博物館を一般的に意味する。しかし一方で「地域」という概念を考えた場合、必ずしも設立者である自治体の領域とは一致しない場合もある。そもそも現代の自治体領域は、近代以降に何度かの変遷を経て成立したもので、ややもすると前近代における地域住民のとらえる領域とは異なる場合もある。さらに平成の時代になっても、合併特例法により新しい自治体領域が全国で次々と誕生したことは、記憶に新しいところであろう。

ゆえに地域博物館は、自治体領域はもちろんであるが、その歴史的経過をも視野に入れて「地域」を捉え、活動を行っていかねばならないだろう。そして、その活動は、地域資料の収集・保存・調査研究、そして展示・普及活動を、その基本的な機能とすることだろう。さらにこのような活動を通して、地域住民とのかかわりを深くし、その学習の場を提供していかねばならない。それが、地域博物館の重要な使命とすることができる。

なお本稿で取り上げる「地域博物館」とは、市町村が設置した、歴史民俗系の博物館をさすこととする。

### 川崎市市民ミュージアムの活動と運営

川崎市中原区にある川崎市市民ミュージアムは、博物館機能と美術館機能を持った複合文化施設として、昭和63年11月に開館した。その設置目的は、市民ミュージアム条例第1条に「考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究業務等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」と示されている。いわゆる博物館法に基づく、地域博物館としての使命を達成することを目的としている。そして開館以後20年以上にわたり、この目的に沿ってあらゆる活動を展開してきた。ここで

は地域博物館としての活動を中心に、その一端を紹介したいと思う。資料収集については地域資料、特に歴史・民俗資料の9割以上が市民からの寄贈資料であるが、開館当初から積極的に収集し、貴重なコレクションとして5万点ほどを収蔵している。そして、その整理や調査研究で得た成果を、展示等に活かしてきたところである。展示では常設展以外では、企画展を年2回程度(館全体としては6回程度)開催し、地域における事象を明らかにするとともに、一方で地域から広く日本を考えることを目的に多様な企画展を実施している。また普及事業においても講座・講演会といった座学形式以外に、「歴史散策」や「遺跡めぐり」といった館外での事業も積極的に展開した。

さらに小学校4年生の二ヶ領用水学習のための社会科推進事業や学校への出前事業など、子どもたちを対象に学校と連携した普及事業も積極的に行っている。なおこれら普及事業は、当初は学芸



図1 遺跡めぐりの風景



図2 出前授業の風景

員が主体となって行ってきたが、後に教育普及担当が置かれたことで、共同で実施している。

では、この市民ミュージアムの運営であるが、開館以来29年の中で何度となくその形態が変化し、また管理運営の上での危機もあった。そこで簡単ではあるが、次に年表風に紹介したいと思う。

昭和63年11月(1988) 開館

財団法人川崎市市民ミュージアムが管理運営  
平成11年(1999) 4月

財団法人川崎市博物館振興財団が管理運営  
(日本民家園など市内他館も財団運営となる)  
平成16年(2004) 2月

包括外部監査が実施され、厳しい指摘。  
同年4月

市民ミュージアム改善委員会が組織される  
平成17年(2005) 1月

市役所に改革プロジェクトが組織される  
同年4月

財団法人川崎市生涯学習財団が管理運営  
(財団の統廃合による)  
市派遣職員の引き上げ  
同年11月

改革基本計画が発表される  
平成18年(2006) 4月  
川崎市の管理運営となり、学芸業務のみ川崎市生涯学習財団に委託される

平成22年(2010) 4月  
所轄が教育委員会から市民・子ども局(現市民文化局)に移管

平成29年(2017) 4月～  
指定管理者制度の導入により、指定管理者(アクティオ・東急コミュニティ共同事業体)による管理運営となる

以上が、29年間の流れである。開館から約20年間は、いわゆる川崎市の外郭団体である財団法人が管理運営を担ってきたが、その間入館者数の減少と、包括外部監査による「民間であれば倒産状態」という厳しい指摘が新聞紙上に掲載され、財団運営の危機だけでなく、市民ミュージアムそのものの存続の是非を問う大きな問題となった。それ以前から財団を含め現場の学芸員たちは現状把握に努め、自らの手で自己改革をスタートさせていたが、市全体の大きな流れに逆らうこと

ができず、指定管理者制度導入が世上で話題になる中、川崎市は市民ミュージアムが改革途上であることを理由に財団運営から市の直営へと大きく舵を切ったのである。しかしながら収集や展示、保存管理といった専門分野については、生涯学習財団に委託するといった、変則的な運営形態をとり、一部で組織の二重構造といった弊害を生んだ。そして平成28年には、市民ミュージアムの管理運営に指定管理制度が導入されることとなり、プロポーザル方式による公募が実施された。当然ながらこれまで学芸業務を中心に市民ミュージアムの活動を担ってきた生涯学習財団も民間企業と共同事業体を組み、この公募に対し提案書を作成、応募したのであるが、プレゼン等の選定の結果、指定管理者は先に掲げた共同事業体に決定し、29年4月から管理運営がなされているところである。この結果が何を意味するかは、地域博物館、さらに学芸員の存在という観点からみると大きな問題を孕んでいると考えるが、この点については後述したい。

なお、財団で雇用されていた常勤・非常勤の学芸員のうち、その多くが指定管理者側に雇用され、継続して市民ミュージアムの学芸業務にあたっている。しかし雇用形態は今回の指定管理期間である5年間の契約社員であるとともに、他の指定管理の博物館の状況をもみても、厳しい状況下で業務を行っているだろうことは言を俟たないだろう。

### 地域博物館の現状と問題点

さて1990年以降、大手金融機関の破綻、完全失業率の上昇、またデフレ社会への突入など、日本の経済状況は悪化し、文化行政に対しても緊縮財政の煽りが直撃することとなった。その結果として、まず年間予算の削減がなされた。なかでも展覧会など、いわゆる外に向かつての事業に対しては削減幅はそんなに大きくないが、逆に資料等の収集費や調査研究費など外からは成果の見えにくい事業の予算が大幅に削減された。そして次に、人員の削減である。いわゆる定年等で退職した学芸員の補充が、ままならない状態となった。よく聞くとところでは、2名の欠員に対し1名のみの補充しかされない。また補充されたとしても、正規職員ではなく期限付きの非常勤職員や臨時職員が雇用されるという例も多く聞く。これはまさに人件費の削減によるもので、先の予算削減とも直結

する問題といえるだろう。そして最後に挙げるのが、地方自治法改正に伴う指定管理者制度の導入である。小泉政権下で「民間にできることは民間に」を謳い文句に制度化された指定管理者制度であるが、この制度が導入され現在指定管理者として博物館の運営・活動に従事している多くの学芸員が、日夜苦悩しながら諸問題に立ち向かっていることは、周知のところであると思う。実際に現場の学芸員からみた場合、この制度にはいろいろな問題点がある。まずこの制度を導入する大きな要因の一つともいえる、設置者側による運営コストの削減である。通常募集に際しては指定管理料が設定され、その金額の中で応募者は事業提案をすることになる。その場合、それまでの経費より少なく提示されるのが一般的であろう。これに対し応募者側はより博物館活動を活性化させるために諸々の事業を提案書に書き込むことになるが、その一方で年間管理料が設定されていることから、その分人件費を抑制せざるを得ない状況を生み出す。すなわち事務職員・学芸員の減員、あるいは先に挙げた非正規職員の増加につながる事態になる可能性が考えられるということである。またこの制度では、その管理期間が設定をされる。制度導入当初は、おおよそその期間は3～5年であったが、二期目三期目と重ねる中で管理期間も延長され、近年では10年という博物館も多くなってきている。ただ期間が延長したとはいえ、期限付きであることは同じで、期間終了年度には再び選定を受けなければならないことに変わりはない。そういった意味では不安定な運営形態であり、何といたっても事業の長期的な展望、あるいは継続といった面で、この期限付きというのは大きな問題であるといえるだろう。

以上、地域博物館の現状について、簡略ながらもまとめてみた。その上で、地域博物館が抱えている問題について、述べておきたいと思う。大きくは地域博物館の使命であるところの、地域に密着した活動を実現することが難しくなっているという点である。具体的には「資料の収集を含め、地域との関係構築や連携が難しくなっている」ことである。地域博物館が収蔵する資料の多くは、先に述べたように市民からの寄贈である。地域にどんな資料が残されているのか、またその資料を収集するためには、市民との信頼関係が重要な鍵となる。そうした信頼関係は、学芸員が地域

の中に入り長い時間をかけて構築していくものである。しかしながら期限付きの職員や指定管理者制度の下では、それが難しくなっている。そして「調査研究および特別展等の展示の計画、継続性が難しくなっている」さらに「収蔵資料の保存・管理の面で継続性が難しくなっている」ことなども、同じ理由のもとで問題となっているといえるだろう。

本来、学芸員の仕事は、単年度内で完結するものではなく、複数年にわたるような時間を必要とするものが多い。そのような仕事の継続性、長期展望といった観点から考えたときに、やはり期限付きの学芸員雇用や指定管理者制度のもとの管理運営は大きな問題であり、この点については今後も問題提起をし続けていかなければいけないところであろう。また現在は、博物館においても入館者数や、収支バランスを意識した歳入目標など、数値とういものが事業評価の上で一つの目安ともなっている。そのために、運営者側は集客だけを意識した娯楽性の高いイベントの開催に熱心となり、逆に学芸員が企画した展覧会を単に数だけでしか評価しない傾向もみられる。しかし地域博物館としての使命を果たすために、開催すべきテーマの展覧会も多くある。そういった意味では、単に数値だけでの評価はすべきではないと思う。とはいえ、学芸員も自らの展覧会を多くの人に観覧してもらいたい気持ちは、誰でもが持っているだろう。このような現状の中であるからこそ、より展示における工夫やその魅力を意識した企画運営を、学芸員としても意識していかなければいけないだろう。

### 学芸員の役割

これまで川崎市市民ミュージアムの活動と運営の変遷を一事例として、地域博物館の現状と問題点について若干ながら述べてきた。そこで最後に、地域博物館にとって大切なこと、また学芸員の役割について述べておきたいと思う。

地域博物館にとって、最も大切なキーワードは「継続」であると思う。地域博物館にとって、地域との関係構築には、時間がかかるものである。特に市民との信頼関係は重要であり、その関係を継続することで、あらゆる博物館活動において連携がうまくいくといっても過言ではないだろう。さらにそのような関係の中から得られた地域の

情報の中には、古老からの聞き取りなど将来得ることができなくなるかもしれない情報もある。調査等で得られた情報をしっかりと記録保存していく継続性が必要であろう。一方で、博物館活動の中で得ることのできたノウハウ、あるいはネットワークはその博物館にとって大切な財産であり、次世代へ伝えていかなくてはならないと思う。それは収蔵資料のコンディション、管理方法などについても、同様なことがいえるだろう。

そして、このような地域博物館の継続性を担う者が「学芸員」なのである。博物館は、建物があるだけでは成り立たない。また資料や情報を収蔵していても成り立たないだろう。そのような資料や情報を把握し、博物館活動を担うヒト、すなわち「学芸員」が存在して、はじめて博物館は機能するのである。それだけに、学芸員の役割というのは重要になってくる。

地域に残されてきた資料の、何を残し、何を記録し保存していくのか、その重要な判断は学芸員に委ねられることになる。その判断をするために、学芸員は調査研究をし、また地域において市民との関係づくりを進めていかなくてはならないと考える。その上で、地域の過去を解き明かし、現代に残し、そして未来に伝えることが、まさに

地域博物館の、学芸員の仕事であり、役割なわけである。

地域博物館を取り巻く現状は、大変厳しい。しかし今後とも地域と深く関わりながら、積極的な運営、活動を行っていく努力がより必要になってくるだろう。そのためにも、博物館を、そして学芸員の仕事をもっと多くの人に知ってもらうことが大切であろうと考える。個人的には、学芸員の顔が見える博物館を目指していくべきであろうと思っている。

以上、講演会当日の限られた時間での報告に若干の加筆したのが本稿であるが、非常に雑駁な内容となってしまったのは行文のとおりである。県博物館協会の講演会担当ならびに協会報編集担当の幹事諸氏にご寛恕を乞う次第である。

## 文献

- 拙稿「博物館の自己改革と現状－学芸員の立場から－」(『九州史学』148号所収 2007年)  
拙稿「地域博物館とは何だろう－博物館における展示の視点から－」(『博物館の仕事』岩田書院 2007年)  
拙稿「学芸員から見た博物館の現状－川崎市市民ミュージアムを事例として－」(辻秀人編『博物館危機の時代』雄山閣 2012年)  
大貫英明「公立博物館と指定管理者制度」(『國學院雑誌』118巻11号所収 2017年)

## (追記)

なお本講演会の開催時には、筆者は公益財団法人川崎市生涯学習財団の学芸員として川崎市市民ミュージアムに勤務しており、県博物館協会より依頼を受けこの報告をさせていただいた。そのうち29年3月で同財団を退職し、現在はシルク博物館に勤務していることを、最後に記しておく。